

第 3-10 表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Share of temporary employment

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
日本 1)	14.1	13.9	7.6	13.0	13.0	12.8	12.4	12.3	JPN
アメリカ 2)	4.2	—	—	4.0	—	—	—	—	USA
カナダ 3)	13.2	13.5	13.5	13.4	12.8	11.5	12.0	11.9	CAN
イギリス 4)	5.8	6.1	6.2	5.6	5.2	5.4	5.6	5.4	UK
ドイツ 4)	14.2	14.5	13.1	12.6	12.0	10.9	11.5	12.4	DEU
フランス 4)	13.9	15.1	16.7	16.7	16.3	15.4	15.1	16.2	FRA
イタリア 4)	12.2	12.7	14.0	17.0	17.0	15.1	16.4	16.8	ITA
オランダ 4)	15.5	18.5	20.2	21.5	20.3	18.0	27.4	27.7	NLD
デンマーク 4)	9.8	8.4	8.6	10.6	10.6	10.8	10.8	10.8	DNK
スウェーデン 4)	15.8	16.4	17.2	16.8	16.6	15.4	15.2	15.7	SWE
フィンランド 5)	16.6	15.6	15.4	16.5	15.8	14.9	16.6	17.2	FIN
ノルウェー 6)	9.5	8.4	8.1	8.4	8.0	7.8	9.3	8.5	NOR
ロシア 7)	12.2	9.1	9.0	7.8	8.0	7.5	—	—	RUS
韓国 8)	27.3	22.9	22.2	21.2	24.4	26.1	28.3	27.3	KOR
オーストラリア 9)	6.7	5.2	5.4	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	—	—	—	7.8	7.7	7.6	8.0	7.1	NZL

出典：〔日本〕総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

〔その他〕OECD (<https://stats.oecd.org/>) “Incidence of permanent employment” 2023年8月現在

注：テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 全産業。本表における日本のテンポラリー労働者は、2017年迄は「臨時雇」と「日雇」の計、2018年以降は雇用契約期間が1年以下の者を対象とし、雇用者に対する割合をJILPTにおいて算出。また、2013年に調査票の変更があり、それ以前のデータとは接続しない。
- 2) 対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2018年の欄は2017年の数値。
- 3) 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) 労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者のうち主たる仕事または軍従事者が対象。
- 6) 主たる仕事が次の条件の労働者が対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、有期雇用契約、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者が対象。2005年の欄は2006年の数値。